

カウンセリング誓約書

1, 援助の内容・方法

傾聴（来談者中心療法）を基本とし、必要に応じて合意のもと他の療法を併用。

2, 秘密保持

クライアントの一切のプライバシーは、本人の許可なく他に公表しません。
（但し、法的に定められた緊急条項が適応される場合は除く）

3, 費用（支払い方法）

1セッション（50分5,000円）。延長は10分1,000円。一回最大60分まで。
（カウンセリングの時間（長さ）は、事前に決めておく）
当日、カウンセリング終了後に現金にて精算。

4, 時間

1セッション50分。
途中で中断することも、延長することもクライアントの意思で行える。
（クライアントの意思で1セッションが終わるまでに終了しても、5,000円を支払います）

5, カウンセラーの資格

国会資格・公認心理師（公認心理師法）第9158号

6, カウンセリングの継続・終了

カウンセリングの継続・終了はクライアントの意思による。

7, 主治医の指示

主治医の指示がある場合、カウンセラーにその旨を伝えてください。

上記、理解しました。

令和 年 月 日

氏名

カウンセリング誓約書